平成２９年（フ）第１２４８号
埼玉県新座市野火止５丁目15番26号
債務者　廣谷美千代
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３４９号
さいたま市西区宮前町1608番地　107、旧住所さいたま市緑区宮本１丁目19番地９　104号
債務者　清水謙多郎
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３９１号
埼玉県志木市中宗岡１丁目４番37―202号、旧住所埼玉県川越市熊野町13番地16　上福岡グリーンハイツ402号室
債務者　柴田惠津子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５７３号
埼玉県越谷市千間台西１丁目26番地１　コスモせんげん台駅前907
債務者　森谷とも子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５８０号
埼玉県草加市柳島町254番地１　県営草加柳島団地２―106号
債務者　クアレスマ　ラリン　ロセルこと　クアレスマ　ラレイン　ロセル（旧姓雨宮）
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３７４１号
大阪府寝屋川市池田２丁目11番55―303号
債務者　松宮　昭弘
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７７８号
大阪市鶴見区緑２丁目６番31号　グラン岡崎402
債務者　棚野　智朗
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７８８号
大阪市東住吉区桑津４丁目９番11号　パナ・ドルチェ405号室、住民票上の住所大阪市住吉区山之内元町10番９号
債務者　有田　安武
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９０９号
大阪府豊中市玉井町２丁目11番30―120号
債務者　福井　慶子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０２８号
大阪市東淀川区南江口３丁目４番22号　セジュール南江口　101号
債務者　有馬　匡紀
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０８４号
大阪市都島区東野田町４丁目17―26　シンパシー京橋305号室、住民票上の住所札幌市北区北18条西３丁目２番28―901号
債務者　高橋　真哉
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１４９号
大阪府吹田市片山町１丁目31番20号
債務者　宮浦　　泉
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１６４号
大阪市東住吉区南田辺３丁目19番24号　エクセルドメイン南田辺　102号
債務者　田中　雅人
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２０７号
大阪市住吉区南住吉２―23―12ルミエール住吉201、住民票上の住所大阪市住吉区杉本１丁目２番１―706号
債務者　ＱＲｅｅＤこと　小倉　　勝
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２９３号
大阪府東大阪市池島町４丁目７番37号
債務者　杉原　直之
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４９５号
大阪市平野区長吉長原２丁目14―１―1003、住民票上の住所大阪市平野区平野西５丁目５番22号　ザ・ラピス104号
債務者　うどんそばせとこと串カツ串一こと　大和屋秀明
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

第明治三十二種郵便物認可　三月三十一日